

◆申請基準に関する質問

Q：自分が申請基準にあてはまるかどうか分かりません。どうしたら分かりますか。

A：下記「表A」各回手続き時期に対応する所得の判断基準となる年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除が、30万4,200円未満であるかを判断基準とします。ご自身の課税標準額などはマイナポータルで確認できます。詳細は、文部科学省のホームページ『高等学校等就学支援金制度リーフレット』に掲載しております。ご覧ください。なお、本制度は申請基準内であることが判明している方に限り申請を受け付けるというものではありません。ご自身が申請基準にあてはまるか判らない場合、申請書類を提出していただくと、京都府が審査し、判定結果が下り次第、認定の可否を本校より通知します。

◆初回申請に関する質問

Q：申請手順を教えてください。

A：『高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-shien 申請者向け利用マニュアル』のP.3「1. 受給資格認定申請の流れ」を参照してください。オンライン申請後、「個人番号カード（写）等貼付台紙【緑色】」と「高等学校等修学支援金 意向確認書【黄色】」を本校事務所窓口へお持ちください。その際、受領書をお渡ししますので、ご自宅で保管してください。

Q：申請手続き受付開始はいつですか。

A：4月上旬にご自宅へ郵送で必要書類一式をお送りします。同封の e-shien システム「ログインID通知書」を受け取っていただいた時点からオンライン申請が可能です。

Q：オンライン申請は学校でしないといけませんか。

A：ご自宅でスマートフォンもしくはパソコンから申請していただけます。

Q：私は京都府以外から京都の学校（大谷）に通っているのですが支援金は関係ないですよね。

A：国が行っている制度ですので、どの都道府県にお住まいの方も申請ができます。

Q：申請する際、学校に提出するものはありますか。

A：学校に提出していただく書類は、「個人番号カード（写）等貼付台紙【緑色】」と「高等学校等修学支援金 意向確認書【黄色】」の2点です。ただし、「個人番号カード（写）等貼付台紙【緑色】」を郵送で提出される場合は、本人確認書類を「本人確認書類貼り付け台

紙」へ貼付し、上記の書類2点と併せてご郵送ください。詳細は「(表面)マイナンバー確認書類種類別の添付方法について／(裏面)本人確認書類貼り付け台紙」をご確認ください。

Q：一度申請すれば卒業まで支援金が交付されますか。

A：いいえ。毎年のオンライン申請が必要です。ただし、「個人番号カード（写）等貼付台紙【緑色】」については、初回申請時に提出後、受給認定を受けた場合、次の申請時の再提出は不要です（所得制限等により不認定と判定された場合は、次の申請時に再提出が必須です）。申請時期と支給期間と所得基準期間（予定）は以下の《表A》の通りです。

《表A》

	手続き時期	支給期間	所得の判断基準
1回目	令和5年4月頃	令和5年4月～6月	令和4年度（令和3年分所得）
2回目	令和5年6月頃	令和5年7月～令和6年6月	令和5年度（令和4年分所得）
3回目	令和6年6月頃	令和6年7月～令和7年6月	令和6年度（令和5年分所得）
4回目	令和7年6月頃	令和7年7月～令和8年3月	令和7年度（令和6年分所得）

(2023年度新入生の場合)

Q：申請基準に該当しないため（あるいは何らかの理由で）、申請しません。特に何の手続きも必要ないということでしょうか。

A：申請されない場合も、オンライン申請システム e-shien で申請の意向確認登録と、学校への「意向確認書【黄色】」の提出が必須です。その際お渡しする受領書をご自宅で保管してください。

◆登録情報の変更に関する質問

Q：住所／所得／生徒・保護者情報(離婚等)／を変更しました。何か手続きが必要ですか。

A：下記の通り手続きをお願いいたします。

【住所の変更】お住まいの市区町村の役所窓口にて住民票移動の手続きをお願いいたします。（この手続きが遅れますと、京都府が課税地を照会する際、エラーが発生し、就学支援金の認定が遅れることがあります）住所のみ変更の場合は、「高等学校等就学支援金受給資格認定事項変更届出書」を提出する必要はありません。

【所得の変更（所得の増減）】詳細が分かり次第、速やかに学校にご連絡ください。

【生徒・保護者情報の変更(離婚等)】 e-shien システムで保護者等情報の変更をお願いいたします。その後速やかに学校へご連絡いただき、「高等学校等就学支援金受給資格認定事項変更届出書」を事務所窓口へご提出ください。

◆交付に関する質問

Q：支援金はいつどのようにしていただけるのですか。

A：授業料に充当もしくは3月末までに還付します。

◆その他の質問

Q：税の申告を行なっていませんが、しないといけませんか。

A：税の申告を行っていない場合、就学支援金を申請いただいても所得確認ができず、支給決定が遅れる、もしくは受給できない場合がありますので、事前に申告手続きをお願いします。（ただし、控除対象配偶者、生活扶助受給者は、税申告は原則不要です。）税の申告に関するお問い合わせは、各自治体にお願いいたします。